

「働き方改革」

第2回

わかりやすい解説セミナー

2019年4月より順次「働き方改革関連法」が施行されます。

「年5日の年次有給休暇の取得義務」、「時間外労働の上限規制」、「同一労働同一賃金」など、事業主の皆様には対応すべき様々な課題があります。

本セミナーは、基礎からわかりやすく解説するため、テーマ毎に1年間で複数回の開催を予定しています。

日 時

場 所

9月10日(火) 14:00~16:00

立山舟橋商工会
(中新川郡立山町前沢2469)

定員30名(参加無料) 定員になり次第締切り

内 容

- 「働き方改革関連法」の概要
- 時間外労働の上限規制
- 活用できる助成金 〈人材確保等支援助成金〉
- ◎ 個別相談会《別室14:00~16:30》
(個別相談のみの申込みも可能です)

2020年4月~中小企業でも残業時間の規制が始まります!



具体的な相談に対応します

講師:働き方改革推進支援センター富山 アドバイザー(富山県社会保険労務士会会員)

主催:働き方改革推進支援センター富山(富山労働局委託事業)

共催:立山舟橋商工会

- お問い合わせ : 立山舟橋商工会 TEL(076)463-1221
働き方改革推進支援センター富山 TEL(076)431-3730
富山市千歳町1丁目6-18河口ビル2階(富山県社会保険労務士会内)

- お申込み : 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい

《働き方改革わかりやすい解説セミナー・個別相談 申込書》

FAX : 076-463-1244(立山舟橋商工会) 申し込み締切 9月3日(火)

事業所名

参加者氏名

電話番号

個別相談希望⇒

(希望する時間に☑を入れてください)

14:00~

14:30~

15:00~

セミナー終了後